

2020年6月4日

Japan tax alert

EY 税理士法人

インドネシア、 新型コロナウイルスの 影響緩和措置を発表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、
オンライン/pdfで以下のサイトから
入手可能です。

[http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/
International-Tax/Tax-alert-library%23date](http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date)

エグゼクティブサマリー

インドネシア政府は、新型コロナウイルス (COVID-19) の世界的感染拡大に対応して、インドネシア経済の支援を主目的とするさまざまな措置¹を発表しました。景気刺激策の主要な歳入確保イニシアチブの一つには、インドネシアのデジタル経済において事業を行う外国企業に対し、インドネシア税務当局 (ITA) による徴税を可能にしたことが挙げられます。

このアラートは、インドネシア政府がこれまでに発表したさまざまな新型コロナウイルス対策のうち、多国籍企業に関連する措置をまとめたものです。

詳細解説

事業税措置

1. 法人税 (CIT) の税率が、2020年および2021年の課税年度では25%から22%に、2022年以降では20%に引き下げられました。適格インドネシア上場企業²は、さらに3ポイントの引き下げを享受できます (CIT 税率は2020年と2021年は19%、2022年以降の課税年度は17%)。
2. 2020年4月から2020年9月までの課税期間についてのCIT月次予定納税額の30%減額、および/または輸入に関する源泉所得税の免除³は、次の法人に一時的に適用されます。
 - a. 所定の事業セクターコードに基づいて登録された会社。つまり、CIT月次予定納税額の30%削減は846の事業セクター、輸入に関する所得税免除は431の事業セクター。
 - b. 輸出奨励企業 (Kemudahan Impor Tujuan Ekspor) として登録されている企業 (KITE 資格)。
 - c. 特定の適格保税地域オーガナイザーまたは企業
これは自動的に適用される措置ではありません。納税者は、ITAのウェブサイトの公式アカウントを通じて、オンライン申請を行い、3か月ごとに取引レポートを提出する必要があります。
3. 従業員の賃金に関する源泉所得税 (企業が源泉納付) は、2020年4月から2020年9月までの課税期間については政府が負担し、次の法人が利用できます。
 - a. 1,062のセクターコードのいずれかで登録された企業
 - b. KITE 資格として登録されている会社
 - c. 特定適格保税地域オーガナイザーまたは企業
この措置は、従業員がインドネシア納税者番号を取得しており、年間通常収入が最大2億インドネシアルピア (13,000米ドル) までの場合に適用されます。
これもまた自動的に適用される措置ではありません。納税者は、ITAのWebサイトの公式アカウントを通じて、オンライン申請を行い、3か月ごとに取引レポートを提出する必要があります。

付加価値税 (VAT)

4. 次の法人は、2020年4月から2020年9月までの課税期間について、税務調査を自動的に発動することなく、最大50億インドネシアルピア (330,000米ドル) の早期VAT還付を受けることができます。
 - a. 431の事業セクターコードのいずれかで登録された企業
 - b. KITE 資格として登録されている企業
 - c. 特定の適格保税地域オーガナイザーまたは企業
この特典を受けるには、納税者は月次VAT申告で還付オプションを選択する必要があります。

一般的な租税規定および手続き

5. 2020年1月28日から2020年5月29日 (現行の「不可抗力」期間) に期限が到来する、異議申立て、ならびに還付金の支払い、異議申立てに対する決定、および行政ペナルティの免除/救済申請に対する決定の完了にかかる期限の延長。2020年3月17日から2026年6月1日までの期間、税務裁判所の業務は停止されています。⁴

デジタル税⁵

6. 恒久的施設 (PE) の新しい概念が導入されました。インドネシアに居住する消費者に積極的に活動を提供および/または実施する国際的な販売者、国際的なサービスプロバイダー、または国際的なeコマースプラットフォームプロバイダーは、以下に関する一定の基準を超えた場合、インドネシアにPEを有していると見なされる場合があります。
 - a. グループ連結総売上高
 - b. インドネシアを源泉とする売上高
 - c. インドネシアのアクティブユーザー数
この国内法が租税条約のPEの定義により無効になる場合は電子取引税 (ETT) がインドネシア源泉の課税収入に課されます。取引の種類、しきい値、ETTの税率、およびその他の行政上の取り決めに関する実施規則はまだ発表されていません。

7. 特定の国際販売者、国際サービスプロバイダー、および国際および地域の電子商取引プラットフォームプロバイダー企業は、インドネシア国外から無形の商品またはサービスを提供するためには、インドネシアの顧客から10%のVATを徴収する必要があります。財務大臣は、VAT徴収メカニズムの基準と仕組みを規定する規則を発表し、この規定が当該企業により直接実施されるか、インドネシアの代理人を介して実施されるかを確認します。

巻末注

1. 新型コロナウイルス対策の税法令は、2020年3月21日付けの財務大臣規則No.23/PMK.03/2020、2020年4月27日付けの財務大臣規則No.44/PMK.03、および2020年3月31日付けの法律に代わる政府規則No.1/2020、2020年5月4日付けの税務裁判所通達No. SE-06/PP/2020に記載されています。
2. 会社の株式の少なくとも40%がインドネシア証券取引所で取引されている必要があります(その他の要件は財務省の規則により規定される予定です)。
3. どちらの税もCITの前払いです。
4. 停止期間は、税務裁判所の手続きの予定や期限に悪影響を及ぼしません。
5. 施行規則はまだ発表されていません。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

©2020 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200604

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp